

転貸賃料債権に対する抵当権者の物上代位の可否

三好 弘悦

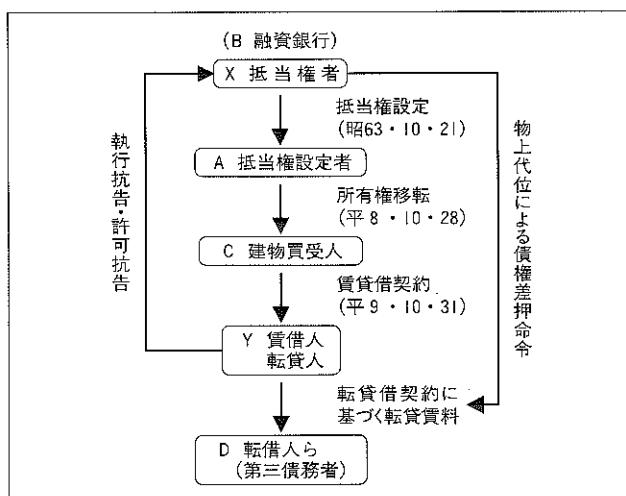
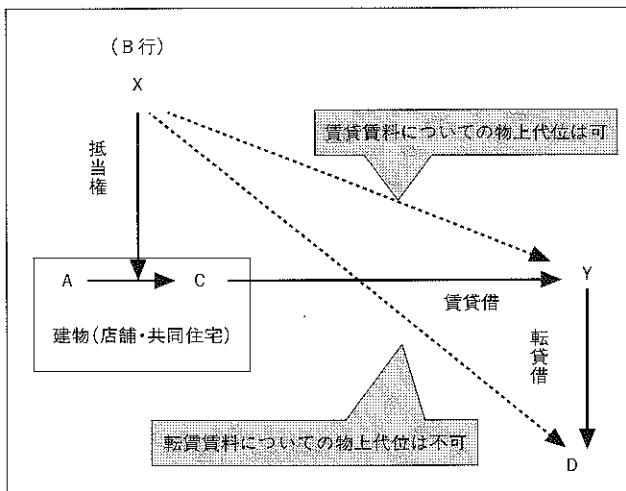
はじめに

抵当不動産の賃借人が取得する転貸賃料債権に対して、抵当権者は物上代位権を行使できるかについて、行使しない（消極）とする最高裁の近時の決定をご紹介する。

抵当権にかかる裁判所の判決は多く、最高裁もいくつもの重要な判決を下している。そのなかで、抵当権者の単純な直接の賃料債権に対する物上代位については、行使しうると積極に解され判示してきた。そのようななかで、残された問題といわれていたのが、

本件の抵当権者は、転貸賃料に対してもまた物上代位行使しうるかであった。本決定は、その問題点についての最高裁の初めての判断ゆえに注目しないわけにはゆかない。

一 本件事件のあらまし



(1)

X保証会社は、昭和六三年六月二一日、Aとの間で、AのB銀行の融資に対する債務について保証委託契約を締結し、同年一〇月二一日、Aとの間で、右保証委託契約に基づき発生するXのAに対する求償債権を被担保債権としてAの本件建物（店舗・共同住宅）に根抵当権を設定することを合意した（同日根抵当権設定登記）。

Xは、平成九年一〇月二八日、右保証委託契約に基づき、AのBに対する債務を弁済し、Aに対して求償債権を取得した。

(2) Cは、平成九年一〇月二八日、Aから本件建物を買い受け（同月三〇日所有権移転登記）、同月三二日、Yにサブリース（転貸借）目的で本件建物を貸貸し（同年一一月七日賃借権設定仮登記）、Yは、転借人・第三債務者Dらに対し、本件建物の部屋を転貸した（なお、C・Y間の賃貸借契約書によると、その契約内容は、期間が同日から平成一九年一〇月二四日までの一〇年間、保証金が一五〇〇万円、賃料が毎月五〇万円というものであった）。

(3) Xは、前記根抵当権に基づく物上代位権の行使として、YのDらに対する転貸賃料債権の差押命令をするよう申し立て、横浜地裁川崎支部は、平成一〇年九月一六日、

右転貸賃料債権について、債権差押命令を発した。

とができない。

(4)

Xは、右命令に対し執行抗告をしたが、原審（東京高決平成一・四・十九、判時一六九一号七四頁）は、民法三七二条・三〇四乗一項の「債務者」には、抵当不動産の所有者（A）および第三取得者（C）は

か、抵当権設定後に抵当不動産を賃借した者（Y）も含まれるから、抵当設定後の賃借人（Y）が抵当不動産を転貸した場合、抵当権者（X）は、転貸賃料債権に対しても物上代位権行使することができるとして、その抗告を棄却した。

右抗告棄却決定に対し、Yが許可抗告を

した。抗告理由は、転貸賃料債権について物上代位権の行使を認めた原審の判断には法令違反があるというものであった。

二 本決定の要旨と理由

(1) 本決定の要旨

② 本決定の理由

本決定は、このように原決定を破棄して原審に差し戻したが、その理由は、次のとおりである。

判例タイムズ一〇三五号一〇〇頁ほか参照

平成一二・四・一四最高裁第二小法廷決
定、平成一一年（許）第二三号債権差押命令に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件、破棄差戻

原審平成一一・四・一九東京高裁
決定、平成一〇年（ラ）第二四五九号
原原審平成一〇年・九・一六横浜
地裁川崎支部決定、平成一〇年（ナ）
第一八五号

抵当権者Xは、抵当不動産の賃借人Yを所有者と同視することを相当とする場合を除き、右賃借人Yが取得する転貸賃料債権について物上代位権行使するこ

抵当権に準用される同法三〇四条一項に規定する「債務者」には、原則として、抵当不動産の貸借人（転貸人Y）は含まれないと解すべきである。

参考条文

民法三〇四条「物上代位」一項 先取特

權ハ其目的物ノ売却、賃貸、滅失又ハ毀損ニ因リテ債務者力受クヘキ金錢其他ノ物に対シテモ之ヲ行フコトヲ得但先取特權者ハ其払渡又ハ引渡前ニ差押ヲ為スコトヲ要ス

三七二条「他の担保物件の規定の準用」

第一九六条「留置権の不可分性」、第三〇四条「先取特權による物上代位」及び第三五一条「質権における物上保証人の求償権」ノ規定ハ抵当権ニ之ヲ準用ス

② また、転貸賃料債権を物上代位の目的とすることができるとすると、正常な取引により成立した抵当不動産の転貸借關係における貸借人（転貸人Y）の利益を不当に害することになる。したがって、抵当権者（X）は、抵当不動産の貸借人（転貸人Y）を所有者と同視することを相当

三 前提の問題

本最高裁決定を理解する前提としては、何を押えるべきか。

(1) 抵当権と根抵当権

それには、まず、そもそも「抵当権」とはどのような権利なのか、ということであろう。抵当権とは、（ご案内のとおり）債務者（または第三者—物上保証人）が、占有を移さずして債務の担保に供した不動産につき、他の債務者に先立つて自己の債権の弁済を受けることのできる約定担保物権である（民法三六九条）。

例えば、不動産の買主が、その代金の支払いのために銀行から融資を受け（借金をし）、その担保（引当て）として購入した不動産に抵当権を設定するというのが、いわゆる住宅ローンとして通例行われている例である。このような場合、買主・債務者は、購入した抵当権の設定されている抵当不動産に居住（使用）することも、賃貸（収益）

とする場合を除き、右賃借人（Y）が取得すべき転貸賃料債権について物上代位権を行使することができないと解すべきである。

このように、抵当権においては、抵当権者に抵当不動産の競売権と優先弁済権とが与えられている。このことは、他方抵当権設定者（債務者）にとつては、借金を返済しないと、当該不動産を失う恐れがあり、それが心理的圧力になり、債務の弁済をはかることになる。万一一、弁済しないイザというときは、抵当権が実行（競売）され、その競売代金につき抵当権者は、他の債務者に優先して弁済を受けるということになる。

ところで、本件は、XがAに対する住宅ローンの融资先で、Xの融资の担保としてAの建物に抵当権が設定されたケースではない。Aに對して融资を直接にしたのは、B銀行である。そのAのB銀行に對する融资債務について、X（保証会社）が保証したものである。その保証委託契約に基づき、Aに代つて保証人としてB銀行に弁済するときに発生するXのAに対する（将来の）、

求償債権を被担保債権として、Xは、Aの本件建物に抵当権を設定したのである。そ

して、その後、Xは、AのB銀行に対する借受金（七千二一六万円余）を代位して弁済し、その結果、XはAに対して求償債権を取得した。かくて、本件において、融資そのものではなく、保証に基づく求償債権であるにしても、債権を担保し、保全するためには、抵当権が設定されたという点には変りはない。

そのうえ、本件でXがAに対して設定した抵当権は、通常の住宅ローンにみられる、特定の仮に三千万円なりの債権を担保（保全）する（普通）抵当権（同三六九条以下）ではない。継続的取引関係から生ずることの、常に融資（求償）額の変動することが想定される最大限一定の（極度）額まで不特定の債権を、担保するための「根」抵当権であった。しかし、本件を検討する限りにおいては、根抵当権の特性を考慮する必要がない。そこで、本稿では（普通）抵当権と同様に取り扱うものとする。

(2) 抵当権と果実

次いで、前提として問題になるのは、抵当権と「果実」の問題である。

民法は、三七一条で、抵当権の効力は果

実に及ばない旨を定めている。

参考条文

民法三七一条前条（三七〇条—抵当権は目的不動産に付加して一体をなす物に及ぶ）ノ規定ハ果実ニハ之ヲ適用セス

というのは、（前述したように）抵当権は、目的物を設定者の手許に止め、それを使用したり、収益したりすることは妨げないとする担保物権である。例えは、土地を抵当に入れると、抵当権は、地上のリンゴの木には及ぶが、リンゴの実には及ばない。生じた果実にことごとく抵当権の効力が及ぶとすると抵当権の設定者が、収益しうるとすると意味がなくなるからである。

この最判については、きめ細かい検討もなく、一般的に物上代位を認める従来の通説の立場を（安易に）採用したに過ぎないと批判は加えながらも、東大内田貴教授（弊

機構不動産取引紛争事例調査研究委員会委員長・民法III三七三頁）らも結論には賛同されている。本件訴訟も、この法定果実へのか、貸家の賃料といった「法定果実」（同二項）をも含むのかである。

このことについて、果実は、天然果実たると法定果実たるとを問わず、抵当権設定者が収益できるものであり、（抵当権の実行前には）抵当権の効力を及ぼすべきでないとする有力説がある。この見解に従えば、

本件の訴訟の経緯のような曲折を要せず、Xの抵当権に基づき賃料を差押えようとする請求は否定されよう。

ところが、最高裁（平元・一〇・一七、民集四三・九・一〇七〇）は、（原則として）果実に抵当権の効力が及ばないことを定めた民法三七一条は、天然果実に對して適用されるに止まり、法定果実には適用されないとする。これは、抵当権者の賃料への（後述四で検討する）物上代位（同三七二条により三〇四条の準用）は可能であるとすることの結果である。

この最判については、きめ細かい検討もなく、一般的に物上代位を認める従来の通説の立場を（安易に）採用したに過ぎないと批判は加えながらも、東大内田貴教授（弊

四 本決定の争点

(1) 貸料債権に対する物上代位の行使

例えば、抵当権が設定されている債務者の建物が、火災により焼失してしまったら抵当権は、どうなるか。抵当権は、目的物の滅失により消滅するとすると公平ではないとして、抵当目的物が損害賠償請求権や火災保険金請求権に姿を変えた場合には、これらの請求権に抵当権が及んでいくことを認めたのが物上代位制度である。

この物上代位につき規定する民法三〇四条は、先取特権は、「目的物ノ売却、賃貸、滅失又ハ毀損」により「債務者カ受クヘキ金錢其他ノ物」に対しても行使することができるとしている。先取特権の目的物から生じた債務者(目的物所有者)が受けるべき給付である限り、これに先取特権を行使されても、債務者は、反面において、自己の物的責任の一部を免れる関係にあり、一定の合理性があるとする。そして、同条は、抵当権にも準用されている(同法三七二条)。

さて、この物上代位を認める理由としては、かつて価値権説(価値代替物に対する代位)による説明が主流であった(我妻榮

『新訂担保物権法』二七八(二九四頁)。しかし、貸料は、抵当不動産の元本価値そのものとは異なる法定実である。このことから、物上代位の本質と関連する。このことから、物上代位の本質と関連して、抵当権に基づく貸料債権に対する物上代位の可否をめぐって論争が展開されていた。

そのようななか、前掲の最判平成元・一〇・一二七は、抵当不動産が賃貸された場合においては、抵当権者は、民法三七二条・三〇四条の規定の趣旨に従い、賃借人が供託した貸料の還付請求権についても物上代位権を行使することができるとした。賃借権設定と抵当権設定との先後に関係なく貸料について抵当権の物上代位を認める肯定説をとることを明らかにし、この問題に決着をつけた。

この見解は、従来の通説であつた価値権説に対し物権法定主義の原則から、抵当権の効力についてできるだけ民法の条文に忠実に解釈すべきであるとの立場から文理解釈を重視する見解(物権説)によるといわれている。

(2) 転貸貸料債権に対する物上代位の行使

ところで、本件は、前述(1)のような抵当物件の賃貸借に対する直接の貸料債権に物上代位を行ったものではない。転貸借(親ガメ・子ガメ)のケースである。抵当建物を賃借し、これを他に転貸しているY(賃借人・転貸人・抗告人)がその転借人(D)に対し有する転貸借貸料債権に対して抵当権者(X)が物上代位行使したことに対する争われた事件である。

抵当権の貸料債権に対する物上代位の行使について、前掲の平成元年最判は、直接の貸料債権については、前述(1)のように行使できる(積極)に解したものから、本決定では、転貸借貸料債権については、行使できない(消極)と解したものである。では、このように、貸料の物上代位について否定したのはどのような理由に基づくもののか。

五 本決定の理由

本決定が、転貸借貸料に対する物上代位を否定したのは、次のような理由に基づくものである。

その第一は、担保権者により物上保証を行

使される者につき規定する民法三〇四条（抵当権では、同三七二条により準用）の「債務者」のうちには、抵当不動産の賃借人（Y）は入らないということである。

民法三〇四条の「債務者」は、担保権（抵当権等）の実行によつて、その所有物（抵当不動産等）の交換価値を担保権者の優先弁済に供する責任（物的責任）を負う者が当ると解されている。そうであるならば、この「債務者」に、抵当不動産の所有者（A）や第三取扱者（C）は、物的責任を負つている。そこで、それらの者の収得する賃料に対して物上代位権の行使がなされば、それだけ物的責任が軽減されるので、所有者等は「債務者」に当るといえる。しかし、賃借人（Y）は、物的責任を負う者ではない。よつて、賃借人は「債務者」には当らない、というのである。

このことについて、物上代位に基づく転貸賃料への差押命令に対し抗告した抗告人（Y）の弁護士は、東京高裁の原決定に対し、次のように主張もしていた。

「しかし、所有者からの賃借人はあくまで独自の人格として独自の計算のもとで抵当不動産を転貸し、転貸賃料を取得しているのである。このような転貸賃料の性質から考えると、これを抵当不動産の価値のなし崩し的実現と

みることは単なる比喩としても無理である。

転貸賃料への物上代位までも認めるとすれば、抵当権による賃料債権と転貸賃料債権の二重取りを許すことになるが、現実には抵当不動産の価値が一度にわたつてなし崩し的に実現しているはずもなく、抵当権にそのような無から有を生む鍊金術的効力を認める理由もない」と。

第二は、さらに、本決定は論旨を進めて、「また、賃貸賃料債権を物上代位の目的とすることができる」とすると、正常な取引により成立した抵当不動産の転貸借関係における賃借人（転貸人Y）の利益を不当に害することになる」と判示した。

本件の事案は、本件抵当不動産をAより買受けたCから、Yがサブリース目的で借受け、建物のうち七室を転貸して転貸料を受けているものである。これが、抵当権者Xから、抵当権に基づく物上代位権の行使によつて、その転貸借賃料債権が差し押さえられてはたまらない。それは、まさしく本決定のいうところの転貸人（Y）の利益を害するということになるのであろう。

ところで、本決定には、「抵当不動産の賃借人（Y）を所有者（A・C）と同視することを相当とする場合」は、この（本決定の）限りではない（転貸借賃料にも単なる直接の賃料に対すると同様物上代位が及ぶ）とする。

この本決定がこのような留保をしたのは、どのような例外を想定してのことか。それは、本決定を悪用して、通常の直接の賃貸借であるのに、これを転貸借のよう仮装したり、ダミー（ワラ人形）を介在させて転貸借を偽装して、抵当権の物上代位を回避するいわゆる執行妨害に類する弊害をおもんばかりのことであろう。抵当権訴害の目的で、単純な賃貸借をあえて転貸借に変更する例が横行のきざしをみせ始めている昨今、本決定のこのような留保は、周到な配慮をした判示といえよう。

現に、本決定も、次のように述べていた。「もつとも、所有者の取得すべき賃料を減少させ、または抵当権の行使を妨げるために、法人格を濫用し、又は賃貸借を仮装した上で、転貸借関係を作出したものであるなど、抵当不動産の賃借人を所有者と同視することを相当とする場合には、その賃借人が取得すべき転貸賃料債権に対し抵当権に基づく物上代位権を行使することを許すべきものであ

六 本決定における留保の意味

る」と。

おわりに

宅建業者は、抵当不動産（とりわけ建物）の賃貸借契約の締結に際し、媒介または代理として関与する例が多い。

ときには、抵当不動産の賃貸借中その関係者からの問合せに接する機会もあろう。そのような折、抵当権の物上代位は、直接の賃料には及んでも転貸借賃料には及ばないとする本最高裁の決定に対する理解はものをいうはずである。

他方、宅建業者は、いやしくも物上代位述がれのための抵当不動産の転貸借への加担と思われる取引への関与については、回避すべきである。そのような関与をこととするならば、宅建業業界への信頼を失墜させる結果をもたらすであろう。

（注）

本稿脱稿後、本最高裁の差戻決定に基づく、平成一二・九・六付差戻審の東京高裁抗告棄却決定（確定）に接した（金融法務事情一五九四号九九頁参照）。

それによると、「抵当不動産の所有者と賃借

人が、所有者の取得すべき賃料を減少させ、または抵当権の行使を妨げるために賃貸借契約を仮装したうえで、転貸借関係を作出したなど判示の事実関係のもとにおいては、抵当権者は、抵当不動産の賃借人が取得する転貸賃料債権について、物上代位権を行使することが許される」としている。

このことからすると、差戻審は、本稿六「本（最高裁）決定における留保の意味」で触れた例外のケースに該当し、本件は転貸借を仮装したダミーと認定し、転貸賃料債権について、抵当権に基づく物上代位を認めたものである。

（調査研究部研究課長）